

野火止用水をあるく

文化財散策ガイド2

野火止用水の歴史

とく がわ いえ やす
徳川家康が江戸城へ入府後50年ほどたち、江戸の人口増による上水の不足がおこり、1653年（承応2）幕府は多摩川から水を引き、水路を掘ることを許しました。これが玉川上水です。

総奉行は老中松平伊豆守信綱、水道奉行は関東郡代伊奈半十郎で、玉川庄右衛門・清右衛門兄弟がこれを請け負いました。

難工事になり、信綱は家臣の安松金右衛門・小畠助左衛門に補佐を命じ、工事を続行させ、1654年（承応3）に完成しました。

信綱は、その功績により関東ローム層の乾燥した台地のため、生活用水にも難渋していた領内の野火止に玉川上水の分水を許され、1655年（承応4）に野火止用水の開削をしました。

工事担当を安松金右衛門に命じ、費用は三千両を要したと言われています。

現在の東京都小平市から掘りおこし、野火止台地を経て新河岸川に至る全長約24kmにも及ぶ用水路です。

用水路は、素掘りにより開削されていますが、土地の低いところなどには、版築法などにより堤を築いたりして野火止の台地に引水されました。

川越の商人榎本弥左衛門が書いた「萬之覚」によると工事開始は2月10日で、その40日後の3月20日には野火止に水が流れてきたと記されています。

用水の分水割合は、玉川上水7割・野火止用水3割と言われ、主として飲料水や生活用水に使われました。



昭和30年代の野火止用水風景

文化財は、身近なところで、私たちの先祖の生活や知恵を伝えている大切なものです。
大切な文化財を未来に伝え残すことを、皆で心掛けるようにしましょう。

この野火止用水開削に前後して、川越藩では野火止の耕地を短冊型に区画し農民を入植させ、新しい村（野火止、西堀、菅沢、北野）を創り、さらに周辺の他領16か村をはじめ、松平家の一門や家臣まで開発に参加させるという計画的な新田開発を行ないました。

その後、1662年（寛文2）に懸権により、用水が新河岸川対岸の宗岡（志木市）に引かれ、また、分水が館村（志木市）や宮戸新田（朝霞市）の水田耕作にも使用されるようになりました。

こうして野火止用水は飲料水だけでなく、のちに田用水としても利用されるようになりました。そして豊かな水を得た人々は、この用水に感謝し、後世「伊豆殿堀」とも増えました。

開削以来、野火止の台地と人々の心を、その清らかな流れで野火止用水は潤してきました。

ところが、1949年（昭和24）頃から生活様式が大きく変化し、排水が用水に入って汚染が始まり、飲料水や生活用水としての利用が問題になりました。

特に、1963年（昭和38）頃から宅地化が進行し、用水への排水がさかんにおこなわれるようになりました。

それに追い討ちをかけるように、1964年（昭和39）に関東地方が、かんばつに見舞われ、東京が水不足になり野火止用水への分水が中止されました。

しかし、文化的業績のかけがえのない野火止用水をこのまま滅ぼしてはいけないと、埼玉県と新座市は「野火止用水復原対策基本計画」を策定し、用水路のしゅんせつや、氾濫防止のための流末処理対策を実施しました。

また、文化財としての保存対策や整備の方法について協議を重ね、新たに「清流対策事業」を実施し、1987年（昭和62）に野火止用水に清流を復活させました。

整備事業完了後、史跡を後世によりよい形で継承し、有效地に活用するため、1995年（平成7）に「野火止用水管理・活用計画」を策定し、「野火止用水のあるまちづくり」という基本的な考え方のもと、史跡野火止用水の保全・活用を推進しています。

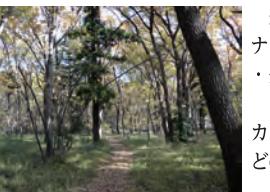
おねがい

野火止用水は大切な文化財です。
用水の中に入ったり、空き缶や
ゴミなどを投げ捨てたりしないで下さい。



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン

平林寺境内林（国指定天然記念物）



約43haある境内林は、アカマツ林やコナラ・クヌギ林などで形成され、エゴノキ・クマシデ・クリなどの高木も多くあります。
また、県内平野部屈指の鳥類生息地で、カケス・アカハラ・アオゲラ・オオタカなど60種類以上の野鳥の姿が見られます。

平林寺信綱夫妻の墓（県指定史跡）



平林寺は、信綱をはじめとする大河内松平家歴代の菩提所で、約3千坪の墓域があります。
信綱は、将軍家光の信任が厚く「智恵伊豆」と称され幕府の筆頭老中を勤めた人物です。

川越7万5千石の城主でもありました。

安松金右衛門の墓



野火止用水を開削した安松金右衛門吉実は播磨（兵庫県）の人。

1644年（正保元）に信綱に仕官し算盤や測量技術などに大きな力を發揮しました。
金右衛門の墓はのちに菩提寺である新宿の大宗寺から平林寺の松平信綱の廟所の傍に移されました。

野火止開発関係資料（県指定古文書）



野火止開発古文書は、1661年（寛文元）の検地帳と年貢付状で、開発当時の野火止村の検地区分や松平家の屋敷を始め、信綱の家臣などの屋敷が記されています。

川越藩の野火止台地開発における根本資料です。

野火止用水古絵図（市指定古文書）



野火止用水の流域図で、用水の利用状態などが把握できます。

絵図面には、玉川上水の取入口から新河岸川までの流末にいたる本流や支流関係、道路や橋の状況、廻し掘・伏越・水車場などが描かれています。

野火止用水碑



1944年（昭和19）2月、戦時中にもかかわらず、埼玉県が野火止用水の文化的価値を認めて、その継承を定めた記念碑です。

県は翌3月31日に野火止用水を「埼玉県指定史跡」として文化財に指定しました。石碑は現在、西堀の用水分岐点にあります。